

<相続>

無線局免許承継申請書（届出書）

提出する日又は投函する日を記載してください。

令和 年 月 日

中国総合通信局長 殿

電波法第 20 条第 1 項、第 7 項若しくは第 8 項又は第 10 項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したので、同条第 9 項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。（無線局免許手続規則第 20 条の 2 に関する手続）

記

1 申請者 **相続人が申請者となります。**

住 所	都道府県－市区町村コード [<input type="text"/>] 〒 (730-8795) 広島市中区東白島町 19-36)
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ チュウゴク タロウ 中国 太郎

代理人 **代理人が提出する場合に記入。**

住 所	都道府県－市区町村コード [<input type="text"/>] 〒 (-)
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ <input type="text"/>

2 承継に係る無線局 **現在受けている免許状の記載内容について記入。**

① 識別信号	1 0 0 0 0 0 0 0 1 ~ 1 0 0 0 0 0 0 0 5
② 種別	簡易無線局
③ 免許の番号又は予備 免許通知書の番号	中K第〇〇〇〇〇号~〇〇〇〇〇号
④ 免許人又は予備免許 を受けた者の氏名、商 号又は名称	中国 波一郎
⑤ 免許の有効期間	令和5年5月31日

3 電波法第5条に規定する欠格事由

有 無 通常は「無」チェック。

以下の場合には「有」にチェック。

- ①電波法を違反し、罰金以上の刑の執行を終え、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない場合。
- ②電波法を違反し、何らかの処分を受け、その処分の日から2年を経過しない場合。

4 添付書類 以下、いずれかの書類を添付する。

(1) 無線局免許手続規則第20条の2に関する手続

免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継した事実を証する書面

相続人が2人以上ある場合において、その協議により、免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面 ※相続時の「遺産分割協議書」など

5 申請（届出）の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

申請内容に関する問い合わせ先を記入してください。
※日中連絡が可能な連絡先を記載してください。